

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 24号

発行：2011年3月31日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

東北関東大震災

被災地への復興支援カンパにご協力を

第四次訴訟団・弁護団・爆同・厚研・全国連絡会議が合同でカンパ活動



3月11日(金)午後2時46分ごろ、宮城県沖を震源地とするM9.0(震度7)という、国内史上最大の大地震(東北関東大震災)が発生しました。東北から関東にかけての広い範囲で、大きく、そして長い時間のものすごい揺れの後、想像を絶する巨大な津波が町や人々のみこみ、さらに追い打ちをかけるように福島原発の事故と、その被害の大きさに言葉も出ない思いです。

その後も度々余震が続き、亡くなられた方・安否が不明な方・避難された方など、被害状況が未だに把握しきれない状況にあり、その上、原発事故による目に見えない放射性物質の拡散で、現地被災者の皆さんの不安は増すばかりで、その気持ちを察するといたまたまれない思いです。

また、着のみ着のまま避難され、食料・水・衣類・生活日用品・医療などもままならず、不自由な状態で長期間の避難生活に耐えておられます。今は、ただただおおく心から哀悼の意を表し、お見舞い申し上げます。また、被害がこれ以上大きくならないように、そして被災された方々が一日も早く平穏な生活に戻れますようにお祈り申し上げます。

さらに、この大震災の余波は東日本一円に広がり、計画停電や放射能汚染による野菜・牛乳の出荷停止や摂取制限、東京都の上水道汚染など私たちの日常生活にまでおよび、容易ならざる深刻な事態へと進んでいます。私たちは深刻な状況にある被災者の方々の一日も早い復興を願ひ、弁護団・厚木爆同・厚研・全国爆音訴訟連絡会議と合同で支援のための支援金カンパを行うことと致しました。

具体的には、後日改めてご協力をお願い致しますので、原告の皆さんのお気持ちをお寄せ下さい。

3月5日(土) 第四回代議員総会が 大和市生涯学習センターにて開かれました 2011年 活動方針・予算を承認



「第四回代議員総会」が去る3月5日(土)13時から、大和市生涯学習センター 207大会議室で開催されました。今回の総会幹事は大和第五支部と第六支部に担当して頂きました。

定刻、岡本 聖哉 大和第六支部長の司会で開会され二見 昇副団長の開会あいさつに引き続き、

- ・議長に 大和第五支部 吉川 美和さんが選出されました。
- ・総会役員は、吉川議長の指名により
- ・総会事務局長に大波 修二 特別幹事
- ・書記に 矢沢 洋二 大和第六支部長
- ・議事録署名人に大和第五支部 鈴木 昇さんと大和第六支部 高口 龍介さんが選出されました。
- ・資格審査・総会成立宣言が大波総会事務局長から、13時現在代議員総数200名中、出席代議員101名、委任状43名、計144名で過半数に達しているの原告団規約第28条第1項によりこの総会は成立するとの報告がされました。

この報告を受けて、吉川議長は総会の成立を宣言しました。

*団長挨拶で 藤田 榮治原告団長は

「厚木基地では、“46文書”や地元の声を見無視して、“次期固定翼哨戒機P-1”を強行配備しようとしている。このような国の基地政策は断固、撤回させなければならない。

一方、嘉手納基地訴訟が、第三次原告団を22,000名の原告規模で提訴することとなった。

このことにより、世論は大きく盛り上がり、これからの裁判闘争・反基地運動に弾みをつけることになるだろう。

私たち厚木の裁判は、本人尋問も始まり結審に向けた今が最も重要なときです。引き続き皆さんのご協力を得たいと思います。

今、統一地方選挙に向けての準備が行われています。裁判闘争を勝利させるためには、各地域の「爆同推薦立候補者」を全員当選させ、市政を改革させることが、爆音裁判を勝利に導く最大の道筋であると確信しています。皆さんのご協力をお願いしたい」と、述べられました。

2、 2月17日第10回弁論期日が開かれた。

- (1) 第1民事部の裁判長が東京地裁(労働部)から転勤してきた佐村浩之裁判官(3期)に交代したため、弁論の更新にもなる総括的な意見陳述を佐賀、福田両弁護士が民事、行政のそれぞれの立場からおこなった。
- (2) 行訴では、差止め請求に対する予備的請求としての確認の訴えを追加し、また差止めに関する予備的請求の原因として「仮に行政事件訴訟法37条の4の規定に基づく差止めの訴えとしては認められないとしても法定外抗告訴訟として認められるべき」という追加主張をし、また訴訟要件に関する主張はこれで完結したので実態審理に入るべきであるとの意見陳述もおこなった。

民訴では、共通被害とは「生活の質が阻害されているという被害の総体の共通性」が問題なのであって個々の被害項目の共通性ではないこと、昼間騒音控除後W値なるものは概念矛盾であり地域環境騒音の評価値であることを無視したものであるとして被告主張を痛烈に批判する書面を提出した。また、健康被害に関するそもそも論(睡眠妨害、精神的被害、聴覚障害とは)を展開した。

被告からは、昭和57年2月以降のNLP開始にもなる騒音被害の増大を前提に「危険への接近法理」について新基準日(昭和57年5月)を設定し、更にその後の原告らの移動について3類型化し、原告らの反証がない限り免責が認められるといった無謀な主張がなされ、更に被告国の定番主張となっている「自衛隊機及び米軍機の活動は国の存立と安全を確保するためのもので高度の公共性を有する」という公共性論書面が性懲りもなく提出された。

- (3) 弁論終了後に別室に移動して、今後の双方の主張立証予定等について進行協議をおこなった。これは、丸い大きなデスクに裁判官3名を挟んで双方代理人が席に着き、裁判所からの双方への質問、反論書面の提出の有無や提出の時期などについて具体的に協議をする場である。
- (4) 3月24日にも進行協議期日が開かれ、原告からは5月時期の検証実施を改めて求め、また原告本人尋問の早期実施(全体で10~12人程度)を求めたが、検証について裁判所は「日程に余裕がない、判決までにやればよい」と未だ消極的で、尋問については被告の方で「危険への接近や昼間控除W値の関係で時期尚早」という姿勢であった。

3、 4月26日第11回口頭弁論が開かれた

- (1) 民訴では、航空機等の事故の発生とその危険に対する不安や振動・排気ガスの被害について具体的に主張をし、行訴では、差止めの訴えの訴訟要件としての「重大な損害」について、航空機騒音の評価単位ないし評価方法としてのW値、前回の民訴主張と同様の健康被害そもそも論についてそれぞれ詳細な主張を展開した。

なお、原告本人尋問予定者4名(浜崎重信さん、赤井勝さん、中嶋時男さん、井殿準さん)の申請をおこなった。被告からは、原告らのアンケート型の被害状況陳述書(訴訟団参加の際に提出済み)を単純かつ機械的に分析し、そこに記載された個々の被害内容からはコンター区域ごとに共通する騒音被害は認められないという馬鹿げた驚くべき主張がなされたため、弁護団からは「共通被害についての認識不足も甚だしい、無駄な税金・エネルギーは使わずに正々堂々とやりましょう」とその場で即座に意見を陳列した。

- (2) この日も弁論終結後に別室で進行協議が開かれたため弁護団はそのまま移動し、原告意見陳述(山口繁美さん)を担当した新開弁護士だけが原告報告集会に参加すべくワークピアに赴いた。その場で鈴木保爆同委員長が挨拶し、その集会の後に帰らぬ人となってしまおうとは、裁判所に残った多くの弁護団にとっては思いもよらぬ痛恨の出来事であった。

進行協議では、5月検証が正式に見送りとなったが、原告本人尋問について9月、10月、12月の実施期日が決まり、それぞれの陳述書の提出期限などについても話し合われた。

- (3) 5月24日にも進行協議期日が開かれた。

被告から、危険への接近の法理が適用される原告らについて騒音認識、被害容認がなかったことを原告らに立証する責任があるとして居住状況に関する陳述書の作成にあれこれと注文を付けてきたため、弁護団としては認識・容認の有無についての質問は全く不要と考えたとしてこれを一蹴、裁判所も一律に質問内容に加えさせることはできないとして弁護団の主張を支持する一幕もあった。

4、 6月30日第12回弁論期日が開かれた。

- (1) 傍聴席から亡鈴木保氏の遺影が見守り、報道関係者も久しぶりに傍聴する中で、民訴では、危険への接近主張に対して、航空機騒音の存在など認識できるものではない、転居にはそれぞれやむを得ない事情があるとして反論を展開。行訴では、被告から書面で、管理権が自衛隊に移っても地位協定2-4-bに関する法律関係は従来と変わりなしという形式的解釈が提出されたため、早速、弁護団からは被告も前提とする政府統一見解との整合性がないではないかと質したが、被告代理人は「必要があれば答える」との返事。更に弁護団が「必要か否かの判断はいつまでにするか」と畳み掛けて問えば、「答える必要はない」と素っ気ない姿勢に終始した。

- (2) 7月28日に進行協議期日が開かれた。

原告本人尋問予定者10名のうち2名は行訴での申請とする、防音工事の実施状況に関する原告側のチェックの進捗具合、被告の昼間騒音控除W値主張予定時期などについて話し合いがなされた。

5、 9月6日第13回弁論期日が開かれた。

- (1) 本期日から原告本人尋問の始まりである。

トップバッターは大和市上草柳在住の齋藤泰子さん、主婦で家業を手伝う立場から最激地域での被害の実情を訴えた。被告の反対尋問も最近の騒音状況、土日の騒音、防音工事と型どおりの質問に終始し、被害の重大性の前に打つ手なし。2番目は大和市林間の中嶋時男さん、視覚障害者として爆音によって外部からの情報が遮断され、集中や感覚を狂わされる実情を冷静に訴えた。被告は転居の際の被害認識や昼間の生活について質問するが、その意図を達成できず退散。

- (2) ところで、弁護団では、原告本人尋問にあたり、その準備のために多くの時間を割いている。まずは、尋問候補者選ぶために昨年4月から12月にかけて作成された被害状況陳述書を読みあさり、地域、W値、男女、仕事、被害内容、意欲、転居事情などを読み取ってリストアップし、これを弁護団会議で意見を聞いて絞り込んでいく。候補に内定すると次は直接交渉、これは訴訟団事務局にも協力をしていただき本人の了解を取り付ける。更に尋問予定者1人に弁護士2人の担当を決めて、本人と連絡を取って詳細な陳述書作りや尋問準備のための面談打合せ、これにはかなりの時間を割かれることになる。担当者が聞き取って作成された陳述書も弁護団会議で徹底的に読まれ、直され、自宅の写真や地図なども取り入れてビジュアルで分かりやすい完璧なものに仕上げていく。尋問事項についても被告の反対尋問を意図して、転居や家族の生活、防音工事などについて、どこで聞くか、どこまで聞くかなどと細かくチェックを入れていくのである。

- (3) なお、本期日に、被告から民訴では外国人原告について国賠法上の相互保障の要件具備について、行訴では差止めの要件である「重大な損害」は存在しないと主張書面が提出された。

6、 10月20日第14回弁論期日が開かれた。

- (1) 原告本人尋問も2期目日、まずは大和市西鶴間の神保しず子さん、戦前の大和村の時代から住み続け、狭心症や不眠症などの健康被害について診断書や薬の説明書なども示して裁判官にリアルに訴えた。長髪の被告代理人が、大和村の頃、海軍厚木基地があったことを知っているかと反対尋問をしたのは??としばし絶句。

二人目は、厚木爆同、騒音解消のために亡鈴木保氏とともに半世紀にわたって活動してきた大和市鶴間の浜崎重信さん、その発言の重みとは裏腹な飄々とした爽やかさと、時には毅然とした物言いに被告側の攻められた言葉も空しく響いていた。

- (2) 終了後に別室に移動して進行協議を開催し、今後の手続について打合せがなされたが、裁判所前ではミニ報告集会が開かれ、担当弁護士からも感想などが述べられた。なお、本期日では、原告から、前述の6月30日における地位協定2-4-bに関する被告の形式的解釈論に対して反論書面を提出した。

- (3) 11月22日に進行協議期日が開かれた。

被告に対して国の騒音測定生データの提出要請をし、被告からは受忍限度を判断するには施設庁方式W値より環境庁方式のが実態に近い、昼間騒音を控除したW値によるべきとの主張が繰り返され、具体的なW値については業者に外注に出しておりいつ出来上がるか不明であると今後の進行に曖昧さを残した。

*中野 新弁護団長はあいさつで

「今、日本に於いて米軍が駐留する意義は全くない。相互防衛が前提であるが、米軍基地が侵犯された場合、日本が防衛のために援護することが出来るかという、それは出来ない。

米軍は、自分の国を守るために日本を利用しているに過ぎない。一方、私たちの裁判では国は何の反論も持ち合わせていない。結審を年内に、来年には判決を貰うような目途で進行させたい」と話された。

【メッセージ披露】

大波総会事務局長から、総会に寄せられた多くの方々、全国訴訟連絡会議のメッセージが披露されました。

【メッセージをお寄せいただいた方々と団体】

・福島 みずほ 社民党々首・阿部 知子 衆議院議員・大和市長
・綾瀬市長 ・座間市長・海老名市長・相模原市長・普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団・新嘉手納基地爆音訴訟原告団、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟準備会・小松基地爆音訴訟連絡会・岩国爆音訴訟原告団、岩国爆音訴訟を支援する会・横田・基地被害をなくす会・「横田基地等の公害対策」を進める準備会（順不同）

*議事に入り 吉川議長から

第1号議案 2010年活動報告(案)及び2011年活動計画(案)

2010年弁護団活動報告および2011年弁護団活動方針

第2号議案 2010年会計報告 および 会計監査報告

第3号議案 2011年予算(案)

以上三件の議案について、一括審議の提案がされ、了承されました。

【活動報告・活動方針】

斎藤英昭 原告団事務局長から第1号議案について、提案説明がされました。(詳細は原告団ニュース 22号に掲載してあります)

2010年活動報告では私たちを取り巻く情勢は、民主党政権の迷走、東アジア情勢を利用した日米同盟の強化と軍備拡大、厚木基地のP-1配備・46文書違背、艦載機の機種変更による爆音被害の増大など、益々厳しい情勢になりつつある。

そういう情勢の中で原告団はこの一年、「平和で静かな空を取り戻す」ために「訴訟勝利」に向けて「陳述書作成・原告本人尋問への対応・児童爆音カレンダー」や「原告交流集会・ブロック長会議開催」などの多彩な活動を行い、原告団の連帯を強め活性化に努めてきた。

また、「支援団体・友誼団体・全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」などと連帯・連携を図り、国や関係省庁、自治体などへの抗議・要請行動、集会への参加等を行ってきた。

2010年を振り返ると、反省すべきことも多々あったが、ほぼ満足出来る一年であったと評価する。

様々な活動に多くの原告にご協力頂きお礼申し上げます。

特に、原告意見陳述や原告本人尋問で、大きなプレッシャーの中で証言を行って頂いた方々に心から感謝申し上げます。

2011年は、2010年の反省も踏まえ引き続き、訴訟勝利に向けての活動・組織の活性化を図るための活動・訴訟勝利と爆音被害解消をめざす連帯行動の3項目を柱として活動を推進して行きます。

具体的には、特に「爆音被害が立証できる一つの方策として、「爆音カレンダー」の取り組みを行う。特に「児童と成人」を同時に実施したい。また、並行してそのバックデータとして「騒音測定」を行う。

・また、防音工事の効果を立証するために、「防音工事を行った家屋と未実施の家屋」の爆音測定を行う。

・「支部の活性化」を図るために「支部集会」を行うなどの活動計画が提案された。

弁護団からは、石黒 康仁弁護団事務局長から 2010年度活動報告と2011年活動方針の説明がなされた。

*2010年弁護団活動報告と2011年弁護団活動方針の詳細を掲載しました、ご参照下さい。

【会計報告・予算案】

斎藤 昌民 会計から第2号議案2010年会計報告と第3号議案2011年予算(案)の提案説明を行い、前田 博子 会計監査 から、「監査の結果、適正妥当と認める」との報告がなされた。

【質疑応答】

引き続き 質疑応答が行われ町田支部・山本 健治 代議員から「米軍機からの部品落下事故が頻発している。事故絶滅のための活動に取り組む必要があるのではないか、また精神面でストレス被害も考える必要が有るのではないか」との発言があり、

斎藤事務局長、藤田団長から「抗議・要請を今後も引き続き、関係部署に行っていく。

P-1配備阻止活動とともに、落下物についても抗議行動を行おうと企画している。爆音と共同して行動を起こす。」との答弁
佐賀 悦子弁護団事務局長、中野弁護団長から「被害の一つとして捉えている。準備書面で昨年一通提出している。

3月14日の第17回口頭弁論で藤沢市長後に在任の、浅井さんの陳述で寒川の部品落下事故、平塚のヘリ不時着の事実を述べる。

昭和30年ころに起きた、町田市街地と大和・館野鉄工所への墜落事故のことは、第一次訴訟で取り組んでいる。町田の人の意見として出していただく必要がある」との答弁がされた。

吉川議長が、「第1号議案・第2号議案・第3号議案の採択」を出席者の拍手で求め、満場の拍手で全議案が可決された。

引き続き「第四回代議員総会アピール(案)」が、大和第五支部 宮広 芙美子さんから提案され全員の拍手で採択された。

幹事支部を代表して、大和第五支部長矢沢 洋二さんからのあいさつがあり、議長・総会役員が解任された後、金子 豊貴男 副団長の閉会あいさつで「第四回代議員総会」を閉会しました。

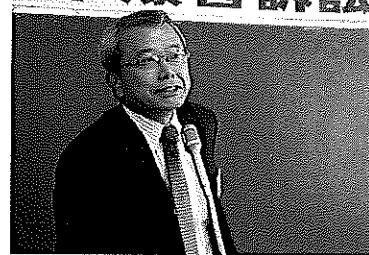
引き続き「交流懇親会」が109人の原告、来賓、弁護団が参加して和やかに行われました。

ご来賓の、神奈川平和運動センター:小原 慎一事務局長、県共闘会議 篠原恵美子事務局長の激励、連帯のご挨拶、弁護団の決意表明(“今年、私はこういうことに挑戦します”)、統一地方選に挑戦する、おぎくぼ幸一さん(大和市長)をはじめ、市議選に立候補を予定している方々の決意表明などが行われ、16時30分に閉会しました。

【2010年度弁護士活動報告】

爆音訴訟

弁護団事務局長
石黒 康仁 弁護士



第四回代議員総会で・石黒弁護士

1、今年度弁護団の活動は、1月8日の弁護団会議から始まった。

(1) 被告から、昨年12月に、「共通損害について原告らが最小限共通する被害の主張立証責任があ

る、昼間の騒音被害は共通損害ではない」などといった誤った主張が繰り返されたため、これに対する反論として受忍限度、共通被害、環境基準、W値について根本から主張を展開することとし、これに対する担当を決め、また今年度の立証の柱となる原告本人尋問についても準備を始めることとした。

(2) 弁護団では、このような全体会議を今年度は15回開催、その合間に事務局、行訴、民訴、健康の各チーム会議をそれぞれ開催し、各班に与えられた課題に取り組んできた。特に全体会議は午後6時に始まり、終了は普通でも9時過ぎ、時には10時近くまで及び、毎回出席する原告団事務局も生半可な気持ちでは務まらない長丁場だ。今年の会議では、後に述べる被告主張書面に対する反論や原告本人尋問準備の他に、健康被害やW値論、地位協定論についての専門家意見の取扱い、健康被害の実情把握とそれの立証方法、検証実現のための方策、騒音録音の業者委託などについて、その都度あるいは繰り返し検討がなされた。

また、今年は昨年の被害状況陳述書に代わって、騒音地域に居住するに至った経過に関する居住状況陳述書をとるべく、4月から12月にかけて毎週土日に現地入りし、原告と面談をして転居の事情を聞いたりしてきた。

(3) 新春原告集会(1月17日)や代議員総会(3月14日)、ブロック長会議(11月23日)への参加といった原告団のお付き合いもさることながら、他基地弁護団との交流のために3月には沖縄で開催された公害弁護団シンポ、7月29日普天間控訴審判決日行動へも参加した。

尋問又は意見書作成予定の学者(横田村、早大岡田、京大松井、立命館松井の各先生)との勉強会や大学訪問も実施した。

以下は、横浜地裁における法廷活動を中心とした報告である。

- 7、 12月20日第15回口頭弁論期日が開かれた。
- (1) 3期日目の原告本人尋問は、まず大和市長の関口安子さんが、看護師としての経験に基づく仕事上の被害、地域・患者や仲間の代表として法廷に立っているという気概を示したのに対して、被告代理人は「何人の仲間の代表なのか」と細かな質問をし、逆に「病院全体の人」と関口さんに切り替えられる場面もあった。二人目は大和市長の関口龍介さん、奥さんの実家は江戸は享保の時代から続く旧家、歴史と多くの自然に育まれてきた福田の地が今は騒音被害に苦しめられるという時代状況を語り、このような一族の歴史を背負う同氏に対して、被告代理人が自宅新築の際に他所へ転居することは考えなかったのかと不謹慎極まりない質問をしたのは失笑ものであった。
- (2) この日、被告から、立証上では信じがたい、啞然とするような書証が提出された。昼間騒音控除後W値の合理性を裏付けるものとして「専門家意見の聴取内容報告書」を提出したが、そこでは聴取した専門家なる者の氏名、肩書きは言えないというのである。意見そのものの曖昧さは勿論だが、学術的・専門的な研究であればこれに対する批判・検討は不可欠であり、それを許さないという被告の姿勢は明らかに信義に反し、不誠実極まりない。弁護団から強く指摘がなされ、その被告国を糾弾する姿勢に、今年最後の法廷は大いに盛り上がった。

【2011年度弁護団活動方針】

1、訴訟における立証活動について

(1) 本人尋問

2月2日に赤井勝さん、井殿準さん、3月14日に遠藤吉伸さん、浅井紀子さんの本人尋問を予定しており、原告本人による尋問立証はこれで終了となる。

(2) 学者尋問について

被告は、理論的根拠のない昼間騒音控除後W値なるものを作り出し、施設庁方式より環境庁方式のW値が評価基準となりうるといった暴論を吐いているため、これについては施設庁方式のW値作成にも係わった横浜国大田村明弘教授に証人として協力をしていただく必要がある。

大和市の低出生体重児などの疫学調査をおこなった京大松井利仁准教授については、健康被害に関する調査の進捗状況などをみながら尋問の可否について検討することになっている。早大岡田正則教授には、行訴ないし民訴の観点からの差止め請求の理論的根拠について、同じく立命館松井芳郎

教授には国際法の観点から地位協定の解釈についてそれぞれ専門家としての意見書を作成していただく予定である。尋問及び意見書の提出はいずれも年内を予定している。

(3) 検証について

検証実施にあたっては、実施時間を十分に確保することや日程の確定時期と実施日が接近する形で行う必要があるが、引き続き粘り強く裁判所に求めていく必要がある。

なお、検証申請と並行して、実際の航空機騒音を専門業者に録音してもらい、それを再生する方法での立証も検討している。

(4) 健康被害について

睡眠唾液調査、個別原告の健康被害立証（血圧測定）、健康被害アンケートのチェックや論文調査などを昨年に引き続き実施し、「重大な損害」立証のために鋭意活動を続けていく。

(5) 居住状況陳述書の作成

昨年積み残しが多少あるため、2月、3月に現地での聞き取りを実施する予定である。

また、被告から個別原告について危険接近法理適用の主張及び指摘がなされたときには、当該原告について陳述書作成等で個別に対応していく必要がある。

2 訴訟における主張の整理

民訴差止め及び損害賠償請求、それと行訴差止めについては、ほぼ主張を尽くしていると言える。なお、昨年からの宿題となっている厚木基地の公共性に関する被告主張に対して、自衛隊、米海軍それぞれについて早期に反論を展開する予定である。

1の立証がなされれば、あとは結審日に向けての最終準備書面の作成である。

以上



第四回総会



爆音がうるさい時は電話をしよう!!

抗議の電話は
防衛省南関東防衛局座間防衛事務所
046-261-4332

苦情の電話は
各地区の市役所渉外課・基地対策課・企画調整課へ
大和:046-260-5310 綾瀬:0467-70-5604
海老名:046-235-4790 座間:046-252-8307
相模原:042-769-8207 藤沢:0466-25-1111 (内線 2181)
町田:042-724-2103 県・基地対策課 045-210-3375

今後の口頭弁論日程

第17回口頭弁論

*3月14日に予定されていましたが、東北関東大震災の影響で延期されました。変更日は未定です
* 詳細は決定次第、支部を通じてお知らせします

第18回口頭弁論 7月4日(月) 13時30分～

*延期された 遠藤 吉伸さん、浅井 紀子さんの原告尋問が行われる予定です。



相模原支部・爆音被害の解消を市に申し入れ



3月7日相模原支部は小中学校の入学・卒業式や幼稚園の入園・卒園式には自粛するように加山市長宛てに申し入れ書を提出しました。申し入れに応じた坂井副市長は爆音被害の解消に向け、これ迄市民協議会や関係団体とともに要請しているが、直面している学校行事は切実な問題なので関係機関に働きかけると返答された。

原告団事務所 エールセンター中の対応

原告団事務所の5月連休の対応は次の通りです
(カレンダー通りの対応です)

4月29日(金・祝日)	休み
30日(土)	休み
5月1日(日)	休み
2日(月)	平常通り
3日(火・祝日)	休み
4日(水・祝日)	休み
5日(木・祝日)	休み
6日(金)	平常通り
7日(土)	休み
8日(日)	休み
9日(月)	以降は、平常通りの対応です